

中学校の専任司書配置に関する陳情書

<要旨>

小学校と同じように、市内の全中学校に専任の学校司書を配置してください。

<理由>

一昨年、市議会に専任の学校司書の配置を請願したところ、全会一致で可決し、平成27年度の「学校司書」の法制化にさきがけ、平成25年度より全小学校に司書が配置され、中学校においては市民図書館より司書の巡回がはじまりました。

しかし、各小学校に司書が一人配置されているのに比べ、中学校では事務補助員が図書館業務を担っています。

市民図書館から派遣されている司書は、市民図書館での業務もあり、時間も限られている中で、十分な学校図書館の支援ができないのが現状です。

1 学習、情報センターとしての学校図書館であるために

中学生になれば、どの教科もより詳しい知識が必要になります。また、ある程度自分で調べ学習をする時間が多くなるため、図書館に専門知識をもつ学校司書が常駐していれば、いつでも目的に応じた資料を揃えることができます。

さらに、自分で資料を探す力があれば、その力を伸ばすための助言を得ることができると考えられます。

2 読書センターとしての学校図書館であるために

- ① 小学校よりも複雑な人間関係の中、多感な時期の子どもの心に寄り添う存在、相談できる大人としての学校司書の存在は大きいと思われます。

昨今、いじめや不登校といった問題を抱える学校において、本を通しての心の回復、静かに読書ができる、自主的に学習ができる場所は必要不可欠です。

- ② 勉強や部活に多忙になり、悩みも増える中学生活において、時として本を読み「心を耕す」ことも必要です。

本の好みが偏りやすくなる思春期に、違う目線で自分にあった本を手渡してくれる存在があれば、世界観が広がり、心の糧になります。

以上のことをふまえ、学校図書館に司書が常駐してこそ、自主的に読書活動ができ、子どもの成長を支える読書環境作りが、完成されるのではないかと私たちは考えます。

太宰府市議会議長 橋本 健様

平成26年11月25日

〒818-0124 太宰府市梅香苑3-4-24

子どもと本との豊かな出会いを願う会

代表 中村 優子



連絡先 092-921-2576

携帯 090-5741-8855

《 資料 》

第186回通常国会において、学校図書館法の一部を改正する法律案が、2014年6月20日に、参議院本会議にて全会一致（投票総数239票）で可決されました。

法案要旨によると、この改正法は、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努めること等について定めようとするものです。学校には司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めること、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。2015年4月1日から施行され、国は、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしています。

※ 抜粋

学校図書館法 改正

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

太宰府市子ども読書活動推進計画 第2章 基本的な考え方より

(2) 中学生・高校生は、世界観の広がりに応じた多様な興味・関心に沿った内容の読書へ誘うことで、考える力を育み、人生を豊かにする読書ができるように環境整備や情報提供に努めます。

これらのことを達成するために、太宰府市で在住・在学している18歳以下の子どもが、あらゆる時とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるような読書環境を推進していきます。